

氏名(本籍)	おだぎり なみ (宮城県) 小田桐 奈美
学位の種類	博士(言語学)
学位記番号	博甲第6367号
学位授与年月日	平成25年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	ソ連崩壊後のキルギス共和国における国家語に関する総合的研究

主査	筑波大学教授	Ph.D.(言語学)	池田潤
副査	筑波大学准教授	博士(文学)	臼山利信
副査	筑波大学准教授	文学博士	金仁和
副査	筑波大学助教	博士(文学)	池田晋
副査	筑波大学教授	Ph.D.(スピーチ・コミュニケーション)	津田幸男

論文の内容の要旨

本論文は、ソ連崩壊後のキルギス共和国における国家語の実態を総合的に検討・考察する。旧ソ連地域の言語政策および言語状況を扱う従来の研究の特徴としては、以下の四点が指摘できる。すなわち、(1)旧ソ連全体を対象とする概括的な研究が多く、個々の共和国におけるロシア語と各基幹民族語のせめぎ合いの詳細な実態が明らかにされていない点、(2)言語の法的・社会的地位の観点から論じるものが多く、正書法改革や文字改革をめぐる問題について十分に論じられていない点、(3)人々の日常生活における言語使用の様相が十分に明らかにされていない点、(4)言語の法的・社会的地位を対象とするものでも、言語法に関する議論は概観されるに留まりがちであり、国家語という概念自体が十分に問題化されていない点である。

以上を踏まえ、本論文では次の三つの研究課題を設定する。すなわち、①キルギス共和国の文脈では国家語はどのように定義されており、国家語であるキルギス語と公用語であるロシア語はどのように区別されてきたのか、②キルギス語を整備する過程で、キルギス語の内部に存在するロシア語的要素はどのように扱われてきたのか、③国家語であるキルギス語は日常生活において実際にどのように使用されており、ロシア語とどのように併用あるいは棲み分けられているのか、である。

本論文で用いた主な研究方法は、一次資料(現地で収集したキルギス語とロシア語による言語法、言語政策実施者の著作など)の分析と、インタビュー調査(13人のキルギス人を対象としたもの)である。

本論文は、序章と終章を含む全9章で構成されており、論文全体を通じて上記の研究課題の究明を試みる。第1章以降の概要は以下の通りである。

第1章では、キルギス共和国における国家語の実態を様々な観点から明らかにしていくための理論的枠組みを得るために、言語政策、言語と国家建設、多言語状況における言語使用、言語とアイデンティティをめぐる問題に関連する諸概念・諸理論を検討する。

第2章では、第3章以降の議論の前提として、キルギス共和国および他の旧ソ連諸国における言語政策の歴史を主に二次文献を基に概観する。

第3章では、キルギス共和国の独立以降の言語状況を、国勢調査をはじめとする統計データおよび先行研

究を用い、言語習得状況（誰がどの言語をどの程度習得しているか）と言語使用状況（どこでどの言語が使用されているか）の二つの観点から考察する。その結果、キルギス語とロシア語の言語状況については、主に「私」の領域で使用されるキルギス語と、「公」の領域で権威ある言語として機能し続けるロシア語という、従来の研究で指摘されている通りの構図が確認される。一方で、現在のキルギス共和国は言語状況が漸次的に変化していく過渡期にあり、キルギス語が機能する領域が徐々に拡大しつつあることが示唆される。

第4章は、言語政策のうち、多言語状況において言語の地位の序列を調整する試みである地位計画を扱う。本章ではまず、法令・政策文書の中で、国家語がどのように定義されているか、いつ、どこで、誰によって用いられる（べき）言語として規定されてきたかを分析することを通して、国家語とはいかなる言語であるのかをキルギス共和国の文脈で明らかにすることを旨とする。その結果、1989年以降に採択された一連の憲法、言語法などを通して、国家語が国家・社会活動のすべての領域で機能する言語として位置付けられてきたことが明らかになる。それに伴い、相対的にロシア語の影響力が徐々に縮小されつつあるといえるが、ロシア語の公用語としての法的地位は今後も維持されると考えられる。以上を踏まえ、現在のキルギス共和国においては、キルギス語の絶対的優位のもとでの二言語主義が成立していることを指摘する。

第5章では、言語政策のうち言語形態への介入である実体計画の観点から、キルギス語が国家語として整備されていく過程の中で、キルギス語内部のロシア語的要素がどのように扱われてきたのかを考察する。キルギス共和国の独立以降は、キルギス語内部のロシア語的要素が排除されることが当然予想される。だが本章による考察の結果、キルギス語が国家語として整備される過程では、キルギス語的要素が追求されながらも、単純にロシア語的要素が排除されるわけでもないという、複雑な様相が見られることが明らかになる。

第6章は、「キルギス共和国の国家語の発展を保障する使命」を持つ機関である「国家語委員会」の活動を扱う。本章では、まず国家語委員会の活動内容や構成を明らかにし、地位計画と実体計画を含めた、言語政策全体における同委員会の役割を検討する。その上で、国家語委員会主催の行事や議長の言説の分析を通して、国家語委員会がどのように国家語概念、および言語と民族、言語と国民の関係をとらえているのかを考察する。その結果、同委員会がまさに国家語の「番人」として機能している実態が明らかにされる。また、国家語としてのキルギス語が、キルギス民族の言語としてばかりではなく、キルギス民族以外の諸民族を含む国民全体の言語として位置づけられてきた過程が解明される。

第7章では、これまでの各章における議論を踏まえた上で、国家語であるキルギス語が日常生活において実際に使用される様相を、主にインタビュー調査を基に考察する。その結果、まず少なくとも首都においてはロシア語が広く使用されており、キルギス人の言語使用は、キルギス語とロシア語の二言語併用および‘*aralash*’（混合）使用として特徴づけられることが明らかになる。さらに、‘*aralash*’使用や二言語政策に対する態度は比較的肯定的であり、ロシア語は民族間コミュニケーションの言語として認識されている。このことは、一見、公的な言語政策と実際の言語状況との間に一定の乖離が存在することを示すように思える。しかし、見逃してはならない重要な変化は、キルギス語話者が否定的なイメージと結び付けられていたソ連時代とは異なり、ソ連崩壊後20年経過した現在は意識的にキルギス語を話す努力をしている人々が存在し、その数が次第に増えていること、そして、実際のキルギス語能力にかかわらず、キルギス語は今や全てのキルギス人の「母語」として位置付けられ、キルギス民族アイデンティティの核心としてみなされていることである。

終章では、各章における議論の概要をまとめた上で、本稿の議論全体を通して浮き彫りになった論点について総括し、今後の研究の課題・展望について言及する。

審査の結果の要旨

20世紀末から21世紀初頭において、世界で人々の言語使用の実態が最も大きく変化した空間の一つが旧ソ連地域である。ロシアとベラルーシを除く旧ソ連諸国では、脱ロシア語化政策のもと、各基幹民族語が唯一の国家語としての法的地位が与えられ、言語序列が逆転した。ソ連崩壊後の言語状況に関する研究は、その変化が顕在化し始めた2000年以降、旧ソ連及び欧米などの研究者たちによって活発に進められてきた。

従来の先行研究には、ロシア連邦以外の旧ソ連諸国の言語状況を、法的地位や社会的機能などの点から概括的に考察・比較することで、国家語化の進行度を評価するという傾向があり、各論点の詳細で緻密な議論が極めて不十分であるという難点があった。本論文の著者は、そうした概括的な研究手法を打ち破るために、旧ソ連諸国の中でも、キルギス語を国家語、そしてロシア語を公用語と定めているキルギス共和国の言語状況のみに絞り、言語政策と社会言語学などの手法を中心に学際的な研究方法を用いて、徹底した事例研究を行った。例えば、ソ連末期に制定された言語法やソ連崩壊後に制定された言語法、並びに憲法などの法令の条文を細部に至るまで丁寧に分析・検討し、国家語の理念的な内容やロシア語の位置づけの変遷過程などを見事に浮き彫りにした。また、キルギス国内の言語政策の立案・決定・推進に非常に大きな影響力を持つ国家語委員会の活動に着目し、同委員会議長に対する聞き取り調査や一般に入手できないような内部資料などを使って、同委員会の活動内容の実態や機能を外国人研究者として初めて解明した。さらに、キルギス人インフォーマントに対するインタビュー調査を実施し、キルギス語の発話に混在するロシア語及びロシア語的要素の使用実態を体系的に明らかにした。

このようなキルギス共和国の国家語を軸とした緻密かつ詳細な事例研究は、これまで国内外においてなく、学術的に極めて価値の高いものと評価できる。

だが、本論文に問題点がないわけではない。著者が優れた着眼点を持って課題の多くの究明に成功していることは疑いないが、キルギス社会のキルギス語とロシア語の二言語使用の様相に関する結論については、手放しに首肯できない側面もある。著者が実地調査して明らかにしたのは、あくまでも首都ビシュケクを中心とした、人口の圧倒的多数がキルギス人でロシア系国民の大部分が暮らすキルギス北部の言語使用状況である。しかし、キルギス南部では、言語状況が全く異なる。そこには相当数のウズベク人が暮らしており、地域によってはウズベク人がマジョリティーであるところも存在する。したがって、キルギス南部における言語使用には、キルギス語とロシア語にウズベク語がさらに加わる状況となるので、本論文で究明された二言語使用の仕組みはそのままでは適用できない。

しかしながら、こうした問題点については、著者自身も十分自覚しており、これからの発展的な研究を通じて究明・解決していくものであり、本論文の学術的価値を損なうものではない。

平成25年1月31日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。